

## 教育機会確保法の施行状況の検討について

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）附則を踏まえ、2019 年 12 月までに教育機会確保法の施行状況について検討を加えることが必要

（参考）教育機会確保法附則

- 3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

### 【検討スケジュール】

- 文部科学省においては、以下のスケジュールで検討を進める。

<2018 年 12 月 17 日>

- ① フリースクール、不登校、夜間中学の有識者による合同会議（第 1 回）を開催

- ・不登校に関する調査研究協力者会議（初等中等教育局長設置）
- ・フリースクール等に関する検討会議（初等中等教育局長設置）
- ・夜間中学設置推進・充実協議会（初等中等教育局長設置）

<その後>

- ② それぞれの会議において、不登校支援策、夜間中学設置推進・充実策について検討（3～4 回程度）

<2019 年 5～6 月>

- ③ 再び、不登校、夜間中学の有識者による合同会議を開催して、これまでの議論を取りまとめ

→ 各議員連盟に対して、取りまとめ内容を報告（法改正の有無については各議員連盟での御判断）

- ④ 取りまとめ内容によっては、文科省においては「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成 29 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）」を見直す。

<2019 年 8 月>

- ⑤ 必要な経費を 2020 年度予算として概算要求